

介護職員の待遇向上施策を実施

特定処遇改善加算を原資とし、社員育成に注力した仕組み作りを

スターツケアサービス株式会社（本社：東京都江東区、代表取締役社長：山崎千里）は、特定処遇改善加算について、2020年4月より取得し、社員の育成に注力した取り組みを実施します。

2019年10月に創設された特定処遇改善加算は、勤続10年以上の介護福祉士を経験・技能のある介護職員とし、リーダー級の介護職員の年収を他産業と同列の賃金水準とすることを目的としています。当社においても、リーダー層を中心とした制度設計を行い、当社が掲げる「その人らしい」介護の実現のために、社員も個性を活かした働き方が実現できるよう、社員育成に注力した運用を目指してまいります。

■特定処遇改善の詳細

・対象事業：グループホーム、小規模多機能型居宅介護、訪問介護、介護付き有料老人ホーム

①研修・品質担当手当

各事業所リーダー層職員1名を「研修・品質担当者」として任命し、下記業務を担うこととし、「研修品質担当者手当」として年額960,000円相当※1を支給致します。

・目的：社内のケア品質の統一

・役割：（Ⅰ）事業所内研修の主幹 （Ⅱ）中途入社社員の受入れ・OJT
（Ⅲ）エリア内社員交流の促進 （Ⅳ）社内キャリア段位担当

②品質マネジメント手当

該当事業所の管理者が上記の活動内容についてマネジメントすることを旨とし、「品質マネジメント手当」として年額192,000円相当※1を支給致します。

・目的：社内のケア品質の統一とその管理

・役割：上記のマネジメント

③介護福祉士手当額UP

現行の（1）月給者、（2）時給者の介護福祉士手当を下記の通り追加致します。

これにより、（1）月給者は月額1,000円、（2）時給者は月額平均630円※2の賃上げとなります。

・対象者：介護福祉士取得者で、会社に所定の手続きをした者

・目的：介護福祉士資格保有者の待遇向上

④昇給

毎年4月（6月に4・5月分を遡及）の定期昇給にて、月給者は月額平均3,000円※3の賃上げとなります。

※1…法定福利費を含む。

※2…労働時間により変動

※3…当社オープンシステム評価制度による

< 本件に関するお問い合わせ先 >

スターツケアサービス株式会社 処遇改善担当

E-mail：s-careservice@starts.co.jp

TEL：03-6880-3270（直） FAX：03-6880-3261